

興亞奉公日ノ眞義徹底ニ努メ、特ニ部落會、町内會等ノ常會ニ於
テコレガ實踐強化ヲ圖ルコト

(四)官公署ノ方策

官公署ハ率先垂範ノ實ヲ導グルコト

(五)官社、工場、銀行、商店等ノ方策

各々實行ノ申合ヲナシ、實情ニ即シテ奉公日ノ實踐ヲ期スルコト

(六)學校、各種團體ノ方策

夫々興亞奉公日ノ趣旨徹底ニツトメ、コレガ實踐ヲ強化スルコト

(七)ラヂオノ放送

一定ノ時刻ト、一定ノ時間ヲ定メ、ラヂオヲ通ジテコノ運動ノ徹
底ヲ計ルコト

大詔奉戴日設定ニ關スル件

(昭和一七・一・二二)
閣議提案
決定

一、趣旨

皇國ノ隆替ト東亞ノ興廢トヲ決スベキ大東亞戰爭ノ展開ニ伴ヒ國民
運動ノ方途亦劃期的ナル一大新展ヲ要請ヒラルルヲ以テ茲ニ宣戰ノ
大詔ヲ渙發アラヒラレタル日ヲ舉國戰爭完遂ノ源泉タラシムル日ト
定メ曠古ノ大業ヲ興實スルニ遺算無カラシムルコトヲ期ヒシメントス

二、名

大詔奉戴日

三、日

八月八日

四、實施項目

趣旨ニ基キ大政興實會ニ於テ政府ト密接ナル聯絡ノ下ニ設定スルモ
ノトス

五四

五 實 施

昭和十七年一月ヨリ大東亞戰爭中繼續實施シ大政翼賛會之ガ運用
 中心トナルモノトス
 六 昭和十四年八月八日閣議ノ決定ニ依リ設定セラレタル興亞奉公日ハ
 之ヲ廢止シ其ノ趣旨トスル所ハ 大詔奉戴日ニ發展圖一ヒシムルモ
 ノトス

大詔奉戴日實施要項

昭和十七・一・二
 閣議 一七・一・二
 解

一、方 針

大東亞戰爭完遂ノ爲必勝ノ國民士氣昂揚ニ重點ヲ置キ健全明朗ナ
 ル環境面ヲ、揮スルコト

ニ 實 施 項 目

(一) 詔書奉讀

官公署、學校、會社、工場等ニ於テハ詔書奉讀式ヲ行フコト
 詔書奉讀式ノ時刻ハ業能・交通等ヲ考慮シ適宜定ムルコト

(二) 必勝祈願

神社・寺院・教會等ニ於テハ必勝祈願ノ行事ヲ行フコト
 但シ一般ノ氏子信徒ニ對シテハ其ノ禮場ニ於テ祈願モシムルモ
 ノトシ庶更ニ祭式ニ參列ヲ強制セザルコト

(三) 國旗揚揚

一各戸ニ於テハ國旗ヲ掲揚スルコト

(四) 職域奉公

各自區域ノ奉公ニ勵精シ殊更ニ當日ヲ休業トスル如キハ採ラザルコト

(五) 其ノ他ノ國民運動

其ノ他ノ國民運動ノ項目ハ大政翼贊會ニ於テ本方針ニ基キ隨時決定スルコト

三備考

日降日ニ際會セル場合當日業ヲ休ム官公衛・學校・會社・工場等ニ於テハ殊更ニ出勤・出校セシムルニモ及バズ家庭人トシテ又市町村民トシテ當日ヲ意ヲアラシムル後措置スルコト

本日の本年初閣議に於て、大詔奉戴日を新たに設けることに決定した。その趣旨は別途發表の要領竝に内閣告諭によつて明かなところである。

谷情報局總裁談

昨年十二月八日に賜はつた大詔の大御心を奉戴して、全國官民各々その職務に奉行し、その本分を盡し、以て盡忠報國の赤誠を捧げるの源泉たらしむるために、政府は今回毎月八日を大詔奉戴日として設定した次第である。

なほ從來の興亞奉公日は之を廢止し、その趣旨とする處は大詔奉戴日に發展歸一せしむることとした。從來興亞奉公日に示された熱意と赤誠とは大詔奉戴日に強化具現することとしたい。

また毎月の常會の開催について、從來通りとして、別は期日を變更しないこととした。大詔奉戴日運用の中樞機關は大政翼贊會

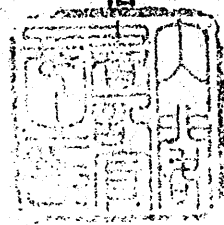
五五

標記ノ件本日次官會議ニ於テ別紙ノ通決定致候條此段及通牒候

「海の記念日」制定ノ件

情報局次長 久富達夫殿

内閣書記官長 富田 健 治



534

731

供覽

次

長

第二課長

内閣函甲第二〇七號

昭和十六年六月五日

○左記各課ノ資料付
一 第一課
二 第二課
三 第三課
四 第四課
五 第五課
六 第六課
七 第七課
八 第八課
九 第九課
十 第十課



731

をして之に當らしむることとした。

533